

令和6年度 和歌山県認知度調査等業務委託プロポーザルに関する質問への回答

No.	カテゴリー	項目	質問内容	回答
1	業務仕様書	6. 委託業務の内容(1) イ<要件>	仕様書6 委託業務の内容に登録モニターを対象としたスクリーニング(モニター選別)により、対象者を選定の上、調査を実施すると記載がありますが、登録モニターを有しておらずとも本事業において有効な調査を提案できると考えています。登録モニターを対象としたスクリーニング(モニター選別)は必須なのでしょうか？ また、仕様書における登録モニターとは具体的に何を示しているのかご教示いただけますでしょうか。	登録モニターとは、いわゆるモニターサイトに登録し、市場調査(マーケティング・リサーチ)会社からの依頼に答える形で、アンケートに回答する者達をさし、登録段階で年齢や性別、趣味嗜好などの属性を登録していることを想定している。 さらに、仕様書に記載のある国籍の条件だけでなく、本事業の目的を達成するために、対象者をスクリーニングする必要があることから、登録モニターを対象としたスクリーニングは必須であると考えます。